

資料提供(投げ込み) 令和4年4月6日(水)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 資産税課 (電話059-229-3132)	政策財務部資産税担当参事(兼) 資産税課長 坂越 健二

令和4年度固定資産税・都市計画税(土地・家屋・償却資産) 納税通知書の重複送付について

このことについて、令和4年4月1日に送付した令和4年度固定資産税・都市計画税(土地・家屋・償却資産)納税通知書(以下「納税通知書」といいます。)の一部が重複して送付されていたことが判明しました。その内容については下記のとおりです。

記

1 主な経過

令和4年4月1日(金)に、納税通知書を送付しましたが、同月5日(火)午後3時頃、資産税課に来庁された納税義務者の方からの指摘により、一部の納税義務者の方に2通の同じ内容の納税通知書を送付していたことが判明しました。

納税通知書作成業務の受託業者から一括納品される納税通知書については、システム上、納税義務者の住所の方書が最大20文字までしか印字されないため、資産税課においては、あらかじめ把握していた方書が21文字以上の38通の納税通知書を抜き取り、方書を追記するなどの対応が必要となります。

そこで、同課では、複数の職員が、一括納品された納税通知書から38通の納税通知書を抜き取り、同課の端末で作成可能な方書が21文字及び22文字の納税通知書23通(以下「端末作成納税通知書」といいます。)を改めて作成するとともに、方書が23文字以上の納税通知書15通については、抜き取った納税通知書に印字されていない方書部分を同課の職員が手書で追記するなど発送準備を進めていました。

その際、本来であれば、抜き取った納税通知書38通の中から端末作成納税通知書23通分に相当する納税通知書を廃棄しなければならないところ、これを廃棄せず、端末作成納税通知書と併せて送付してしまいました。

2 原因

納税通知書の抜き取りなど一連の作業は、複数の職員で対応していましたが、それぞれの職員が他の職員の作業内容を十分に把握しておらず、また、全体の作業の進行状況を統括して管理する職員がいなかったことなど、作業結果を十分に確認しないまま、納税通知書を送付したことが原因です。

3 今後の対応

2 3 通分の納税義務者の方については、訪問、書面等によりお詫びするとともに、重複した納税通知書を返戻していただくための対応を行います。

また、再発防止策について、納税通知書の発送作業に当たっては、全体の作業の進行状況を統括して管理する統括責任者を配置するとともに、統括責任者を含め複数の職員による確認を徹底し、再発を防止します。